

議案第 74 号

松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する条例の一部改正について

松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

令和元年 6 月 20 日 提出

松阪市長 竹 上 真 人

松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する条例の一部を改正する条例

松阪市立幼稚園に在籍する園児の預かり保育に関する条例（平成 17 年松阪市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「内容」を「対象」に改め、同条第 1 項を次のように改める。

第 2 条 預かり保育は、保育を必要とする家庭の園児で教育委員会が預かり保育を必要と認める園児を対象とする。

第 3 条中「学校教育法第 85 条」を「学校教育法（昭和 22 年法律第 26 号）第 137 条」に改める。

第 4 条（見出しを除く。）を次のように改める。

第 4 条 預かり保育を受けた園児の保護者は、教育委員会規則に定めるところにより保育料を納付しなければならない。

別表を削る。

附 則

この条例は、令和元年 10 月 1 日から施行する。